

デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング（令和7年度）
質問項目（案）

＜回答時の留意点＞

- 件数や体制等の定量的な数値については、日本におけるサービスに関する数値を御回答ください。
- 公にすることにより事業運営上の支障がある情報等、非公開とすべき情報がある場合は、その部分については非公開であることを明示して御回答ください。
- 回答内容について、HP等で公開している場合は、回答内容に加えて該当のURLを記載ください。

1. 前提：対象サービス等について

Q1. 貴社又は貴社の関連会社が直近で把握している日本国内における平均月間アクティブユーザー数が1,000万人以上であるソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス（以下「SNS等」という。）（他のサービスに付随して提供されるSNS等を除く。）のサービス名（以下「対象サービス」という。）について、御教示下さい。

◆Q2以降は、対象サービスについて御回答ください。

◆各質問に対しては、原則としてそれぞれの対象サービスごとに分けて御回答下さい。ただし、対象サービスの全部又は一部に共通の御回答内容となる場合は、その旨を付記して御回答下さい。

◆各質問にある取組を現時点で実施していない場合でも、実施する予定があるときは、可能な限り当該予定の内容（実施予定時期を含む。）について、御回答内容に含めて記載下さい。なお、その際は、既に実施済の取組なのか、実施予定の取組なのかが明確になるよう記載下さい。

Q2. Q1で回答いただいたサービスに表示される広告について、他社が運営する広告ネットワーク（以下「他社広告ネットワーク」という）を通じて配信される広告があるか御教示ください。また、他社広告ネットワークを通じて配信される広告がある場合は、その割合及び主な事業者を御教示ください。

◆Q3以降は、原則として、貴社又は貴社の関連会社が運営する広告ネットワーク（以下「自社広告ネットワーク」という。）を通じて配信される広告及び他社広告ネットワークを通じて配信される広告の別に御回答ください。ただし、全部又は一部に共通の御回答となる場合は、その旨を付記して御回答ください。

◆他社広告ネットワークを通じて配信される広告について御回答いただく場合、他社及び当該広告について貴社が行っている取組等について御回答ください。（他

社においてどのような審査を行っているかについては原則回答いただく必要はありませんが、何か言及できることがあれば合わせて御回答ください。）

2. 広告出稿時の事前審査等

① 事前審査基準の策定・公表等の状況

Q3. 広告の事前審査基準を策定しているか御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q4. 事前審査基準における①なりすまし型「偽広告」及び②商標権等を侵害し模倣品を販売するサイトに誘導する広告（以下「モニタリング対象となる広告」という。）の記載内容を具体的に御教示ください。

Q5. 事前審査の実施状況（利用者がデジタル広告をクリック又はタップした場合の直接の遷移先の情報に対する事前審査の実施状況も含む）を御教示ください。

Q6. 事前審査後、遷移先の情報（広告の内容や遷移先 URL 等）に変更があった場合の再審査の実施状況を御教示ください。

② 自社が提供する SNS 等におけるデジタル広告を端緒とする問題の実態等を踏まえた事前審査の実施状況について

Q7. 外部（捜査機関、被害を受けている企業・業界団体等）との情報交換の実施状況について御教示ください。

Q8. Q7 により把握した実態等を踏まえた事前審査強化の取組状況を御教示ください。

Q9. 広告主（出稿する広告の内容を最終的に決定する権限を有する主体をいう。以下同じ。）や広告の内容に関する情報を利用者が検索・確認できることを目的としたライブラリー等の情報の公開状況を御教示ください。

③ 事前審査により掲載を認めなかった広告の件数の把握・公開状況

Q10. 事前審査により掲載を認めなかった広告の件数を御教示ください。（可能であれば、モニタリング対象となる広告毎に件数を御教示ください。）また、その件数の公開状況について御教示ください。

④ 事前審査体制の整備状況

Q11. 日本語や日本の文化的背景を理解した人員を含む事前審査体制の整備を行っているか御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q12. AI 等のシステムによる自動的な対応及び手動的な対応のそれぞれを含む審査体制の整備を行っているか御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q13. AI 等のシステムによる事前審査の正確性向上のために取り組んでいる内容（広告中に特定の映像（例えば「札束」の映像等）や不確実性の高い内容を含む音声（例えば「確実に儲かる」といった内容の音声等）等が含まれる場合の検出状況等）があれば御教示ください。

⑤ 権利を侵害された者から通報があった場合の事前審査の強化等の状況

Q14. 権利を侵害された者からの通報件数を御教示ください。（可能であれば、モニタリング対象となる広告毎に件数を御教示ください。）

Q15. 権利を侵害された者から通報を受けた場合、同様の広告に対する事前審査の強化等を行っているか、その内容も合わせて御教示ください。

⑥ 広告主の本人確認等の状況

Q16. 広告主に対する本人確認方法を御教示ください。その際、個人と法人の広告主に応じて確認方法に差異がある場合は、それぞれ御教示ください。

Q17. Q16 で回答いただいた本人確認方法により、なりすまし等の不正な申請を行っていることが判明した事例がある場合、その件数及び代表的な例について御教示ください。

Q18. 広告主以外の第三者（広告代理店等）が広告を出稿している場合の広告主への本人確認の実施状況について御教示ください。その際、個人と法人の広告主に応じて確認方法に差異がある場合は、それぞれ御教示ください。

Q19. 広告主が模倣品を販売していないことを確認している場合、その確認方法について御教示ください。

3. 事後的な削除等

① 事後的な削除等の実施に関する基準等の策定・公表状況

Q20. 事後的な削除等の実施に関する基準等を策定しているか御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q21. 事後的な削除等の実施に関する基準等を策定している場合、当該基準における、モニタリング対象となる広告の記載内容を具体的に御教示ください。

Q22. 事後的な削除等の実施に関する基準等を策定している場合、当該基準を踏まえた削除等の実施状況について御教示ください。

② 迅速な削除対応の状況

Q23. 削除の申出を行うための窓口・ウェブページ・入力フォームを設置しているか御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q24. Q23 で回答いただいた窓口等を通じた申出の内訳を御教示ください。また、当該申出への対応状況について御教示ください。

Q25. 削除対応における標準処理期間の設定状況について御教示ください。

③ 運用状況の透明化の状況

Q26. 日本語や日本の文化的背景を理解した人員を含む削除等の対応に当たる体制の整備状況について御教示ください。また、その公開状況について御教示ください。

Q27. 削除の申出件数及び実施件数を御教示ください。（可能であれば、モニタリング対象となる広告毎に件数を御教示ください。）

Q28. 広告主アカウント停止の申出件数及び実施件数を御教示ください。

④ その他必要事項

Q29. 事後的に削除された広告の削除前の流通状況（表示された期間、表示回数、リンク先へのアクセス数等）について把握しているか御教示ください。また、把握している場合、その流通状況について御教示ください。

Q30. 事後的な削除を行った広告について、事前審査で排除できなかった要因を調査・分析しているか御教示ください。また、実施している場合は、その要因について御教示ください。

Q31. 広告の削除を行った広告主のアカウントは停止するのか、また、停止する場合、どの程度の期間で停止するのか御教示ください。

Q32. Q31 の回答において、すぐにアカウントの停止がされないと回答された場合、当該広告主が別に出稿している広告やその周辺アカウントに対して追加審査を行うのか御教示ください。また、実施する場合は、どのような基準で審査を行うのか御教示ください。

Q33. 広告の削除又は広告主アカウント停止に対する異議申立件数を御教示ください。
また、当該異議申立に対する対応状況を御教示ください。

4. その他

Q34. その他、他人の権利等を侵害する広告の流通の防止・抑制のために貴社において
取り組んでいる内容があれば御教示ください。